



中小企業の為の経営のヒント
菅原会計事務所通信

2017年2月号

菅原会計事務所・菅原行政書士事務所
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1
TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009
業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

確定申告にはマイナンバーが必要です

所得税や贈与税の確定申告書に、マイナンバーの記載が必要になりました。
マイナンバーの通知カード、または個人番号カードもお忘れなくご準備ください。

通知カードと個人番号カードは何が違うの？

通知カードとは、平成 27 年 10 月から全員に郵送された緑色のカードのことです。個人番号カードとは、市役所に申請した人だけがもらえる顔写真がついたカードです。

マイナンバーはどちらのカードにも記載されています。

誰のマイナンバーが必要なの？

所得税の確定申告には、本人の他に、配偶者・扶養親族、事業専従者のマイナンバーが必要です。

贈与税の確定申告には、本人のマイナンバーが必要です。

マイナンバーがわからないときは、どうしたら良い？

市役所で、住民票の発行を受けてください。住民票を請求するときには「マイナンバーが記載されたもの」と申し出てください。

通知カードを失くしてしまったなどでマイナンバーがわからない場合でも、住民票でマイナンバーの確認ができます。

(飯田 記)

確定申告の受付は 2 月 16 日～3 月 15 日ですが、税金が還付になる場合には 2 月 15 日以前でも行えます。

確定申告に必要な資料がそろいましたら、お早目に当事務所までご連絡ください。